

露店等の開設について

☆ イベント等で火気器具を使用する露店等がある場合は、消火器の準備と消防署に露店等開設の届出が必要です。

火災等の事故がないよう出店者は火気の手扱いに注意してください。



主な注意点

- プロパンガスボンベを使用する場合
 - 通気性の良い場所に設置し、転倒しないよう固定すること。
 - 火気器具の熱がボンベに伝わらない措置をとること。
 - ゴムホース等は接続部分をホースバンド等で締め付けること。
- コンロ等の火気器具を使用する場合
 - 使用方法を守り、適正に取扱うこと。
 - 使用中、風で火が消えていないか適宜確認すること。
- 発電機を使用する場合
 - 安全な場所に設置すること。
 - 使用中に補給しないこと。
- ガソリン缶等の危険物容器を持ち込む場合
 - 消防法令に適合した容器を使用し、キャップは確実に締めること。
 - 直射日光の当たらない場所に置き、火気や高温部から十分に離すこと。
- 炭火を使用する場合
 - 使用中は火の粉の飛散に注意すること。
- その他
 - 消火器は事前に点検し、有効に使えるよう配置すること。
 - 食品を提供する露店等は、あらかじめ保健所に許可または届出を行うこと。

お問い合わせ 隠岐広域連合消防本部 予防課 08512-2-2307